

＜定 期 積 金＞ 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 定期積金 (スーパー積金)
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 契約期間	・ 6ヵ月、1年、2年、3年、5年
4. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 1千円以上 (定額式) ・ 1千円単位 (定額式) (目標式の場合は別に提示する掛金表の通りとなります。)
5. 支払方法	・ 満期日 (払込が遅れた場合は修正満期日) 以後に一括して給付契約金を支払います
6. 利息(給付補填金) (1) 適用金利 (利回り) (2) 給付補填金の支払 方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時に証書 (通帳) に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを 乗じて計算します
7. 税 金	・ 個人の給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興 特別所得税が追徴されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります (なお、マル優は利用できません) ・ 法人は総合課税となります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約 事項	・ 普通預金等からの自動振替による預入れができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、 この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合……解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合……約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の入手 方法	・ 金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信 用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図るこ とも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上 信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)に お申し出ください。
13. その他参考と なる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約 定年利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその 給付補填金が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それら の預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・ この預金は「定期積金規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください